

東 都 計 審 第 7 号
平成 2 5 年 1 2 月 3 日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市都市計画審議会
会 長 山 崎 一 眞

東近江市都市計画道路見直し方針策定につき、意見を求めることについて(答申)

平成 25 年 10 月 7 日付け、東都計第 278 号で諮問された東近江市都市計画道路見直し方針策定につき、意見を求めることについては、東近江市都市計画審議会条例(平成 17 年条例第 203 号)第 2 条第 2 号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めます。

なお、都市計画道路の見直しに当たっては、下記事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 都市計画が決定された経緯の検証を行い、市民の意見を十分反映させ手続を進められたい。
- 2 他の道路計画との整合性を図り、定期的な見直しを図られたい。

東都計審第8号
平成25年12月3日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会
会長 山崎 一眞

近江八幡八日市都市計画道路(3・4・6 能登川北部線 東近江市決定)の変更について
(答申)

平成25年11月5日付け、東都計第314号で付議された近江八幡八日市都市計画道路(3・4・6 能登川北部線 東近江市決定)の変更については、東近江市都市計画審議会条例(平成17年条例第203号)第2条第1号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認め、答申します。

東 都 計 審 第 9 号
平成 25 年 12 月 3 日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会
会 長 山崎 一眞

近江八幡八日市都市計画用途地域 東近江市決定 の変更について（答申）

平成 25 年 11 月 5 日付け、東都計第 315 号で付議された近江八幡八日市都市計画用途地域 東近江市決定 の変更については、東近江市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 203 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認め、答申します。

東都計審第10号
平成25年12月3日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会
会 長 山崎 一眞

近江八幡八日市都市計画沖野三丁目芝野地区計画 東近江市決定 の
決定について(答申)

平成25年11月7日付け、東都計第334号で付議された近江八幡八日市都市計画沖野三丁目芝野地区計画 東近江市決定 の決定については、東近江市都市計画審議会条例(平成17年条例第203号)第2条第1号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認め、答申します。